

■開設日時（かいせつにちじ）

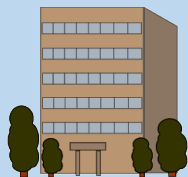
- 開設日：月曜日から金曜日
（祝祭日、12月29日～1月3日を除く）
- 時間：午前8時30分～午後5時15分

※緊急時には、開設日時以外の時間帯でも相談を受け付けています。

■場所（ばしょ）

〒678-0031

相生市旭一丁目6番28号
（総合福祉会館1階）



■連絡先（れんらくさき）

- 電話：0791-22-7165
- FAX：0791-23-7261
- メール：aioi.kikansoudan@gmail.com

相生市障害者

基幹相談支援センター



障害者基幹相談支援センターでは、障害のある方やその家族の方が、住み慣れた地域で安心して生活できるように、各種相談や情報提供、関係機関との連携など、総合的な支援を行います。

人間関係や仕事、今後の生活について等、様々なご相談を受け付けていますので、遠慮なくご相談ください。



●利用できる方

相生市内にお住いの障害のある方、そのご家族の方など（障害種別は問いません）

しょうがいしゃきかんそうだんしえん やくわり
障害者基幹相談支援センターの役割

■ 総合相談・専門相談

しょうがいのある方やその家族の方からのご相談をお受けします。また、市内の障害福祉サービス事業所等への助言も行います。



■ 地域の相談支援体制の強化

しょうがいのある方等の情報や、地域の福祉、教育、医療等の関係機関との連携を強化するため、障害者自立支援協議会等の事務局機能を担います。

■ 地域移行・地域定着の促進

入所施設や医療機関等と定期的に連携し、しょうがいのある方が安心して地域で生活できるよう、障害福祉サービスの利用支援や定期的な相談・訪問を行います。

■ 権利擁護・虐待防止

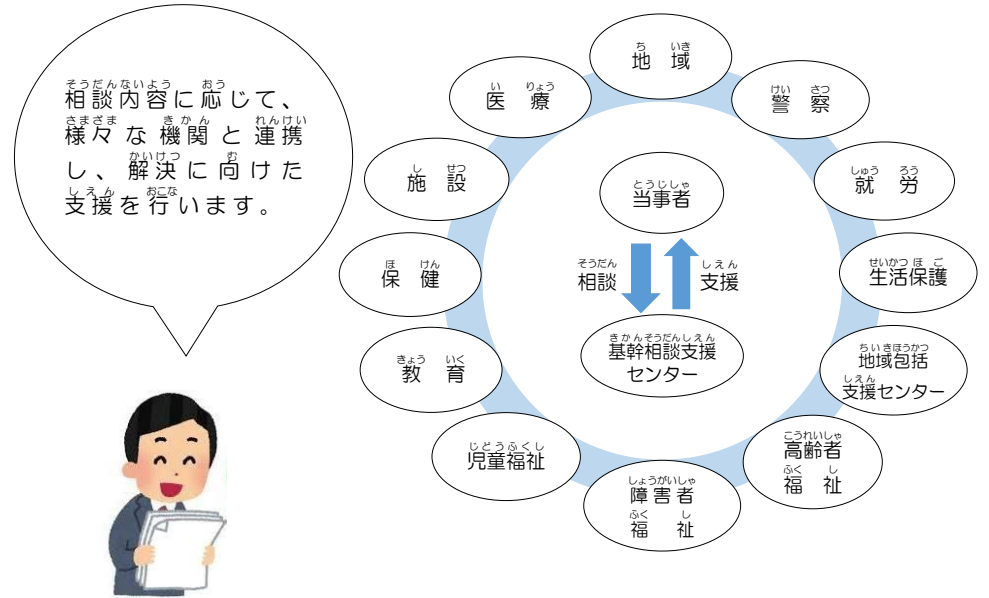
しょうがいのある方からの虐待等の権利侵害に関するご相談に対して関係機関と連携し、問題解決のための支援を行います。

また、必要に応じて、成年後見制度の利用について説明します。

■ 地域生活支援拠点業務

ご相談をお受けした時に速やかに対応できるように、定期的に関係機関と情報交換を行い、また、市内の障害福祉サービス事業所の利用状況の把握を行います。

しょうがいしゃきかんそうだんしえん
障害者基幹相談支援センター イメージ



Q & A



- Q1** 誰でも相談できるの？
- A1** しょうがいのある方やそのご家族の方が対象です。しょうがいの種別は問いません。
- Q2** 相談料金はかかるの？
- A2** 相談は無料です。相談の結果、福祉サービス等を利用する場合は、利用料金が発生することがあります。
- Q3** どうやって相談するの？
- A3** 窓口、電話、メール、ファックスで相談を受け付けています。場所、連絡先は、パンフレットの裏面をご覧ください。